

エンドユーザー使用許諾契約書

キャラクター使用ガイドライン

エンドユーザー使用許諾契約書

第1条 (ライセンスの使用許諾)

本エンドユーザー使用許諾契約書(以下「本契約」といいます)は、株式会社インターネットが発売元である「VOICEROID2 音街ウナ」(製品の一部機能である「音声辞書」、「日本語辞書」等の各機能別ソフトウェア単体の場合を含みます)及び、それに付随する「VOICEROID オフライン アクティベーションツール」、「VOICEROID ユーザー辞書 コンバーター」等(それらを総称して以下「ソフトウェア」といいます)に関して、お客様と開発元である株式会社エーアイ、株式会社AHS及び株式会社インターネット(以下「当社」といいます)との間で締結される契約です。本製品を使用した時点で、お客さまは本契約のすべての条項に同意したとみなされます。お客様が本契約に同意されない場合は、本製品の使用はできません。但し、本製品に関連するアップグレード版や修正版に対して別途の契約書が添付されている場合には、その別途の契約書が本契約に優先する場合があります。

- (1) お客様は本ソフトウェアを1台のPCにインストールしご利用頂けます。
- (2) 別のPCへインストールする場合は、元のPCからアンインストールする必要があります。

第2条 (契約の成立・開始)

本書の契約の成立は、本ソフトウェアのインストールプログラムを起動後、インストールが完了した時点で成立・開始致します。その時点で、お客様は本契約に同意されたものとみなします。

第3条 (禁止事項)

お客様が、以下の各号の行為をされることを禁止します。

- (1) 本ソフトウェアで作成した音声ファイルを商用(業務用途)利用もしくは再販すること
- (2) 本ソフトウェアをバックアップ以外の目的で複製すること
- (3) 本ソフトウェアのリバースエンジニアリング、逆コンパイル、解析等
- (4) 本ソフトウェアを第三者へ再使用許諾すること
- (5) 本ソフトウェアまたは複製物を貸与・譲渡またはレンタルすること
- (6) 当社、または第三者の著作権、商標等の知的財産権または肖像権その他一切の権利を侵害する行為、または侵害するおそれのある行為
- (7) お客様が本ソフトウェアで作成した公序良俗に反する音声ファイルを公開又は配布すること
- (8) 本ソフトウェアを操作可能な状態で放置すること
- (9) 本ソフトウェアに記載されているコピーライト表記を削除及び変更その他不明確にすること
- (10) その他、当社が不適切と判断する行為

第4条 (本契約の解除および終了)

1. お客様は、本契約の条項および条件の1つにでも違反した場合、当社は本契約をなんらの催告なくして即時解除することができます。
2. 本契約が解除となった場合、お客様は、本ソフトウェア、ドキュメントならびにその一切の複製物を破棄、コンピュータの記憶媒体上から完全に消去し、使用を継続してはなりません。
3. 本契約の解除に伴って本ソフトウェアの全部または一部が利用不可となることによって、お客様ならびに第三者が被った損害等について、当社は一切の責任を負いません。

第5条（著作権等）

本ソフトウェア、本ソフトウェアに関する文書、図面、ドキュメントなどの文書に関する所有権、著作権をはじめとするその他一切の知的財産権は、当社に帰属します。

第6条（限定保証）

1. 当社は、本ソフトウェア及び合成音声その他本製品に収録されている当社が提供するあらゆるコンテンツや情報について、如何なる目的に対しても、その適合性を保証するものではありません。本製品は、現状有姿のまま提供されるものであり、当社は、第三者の権利の非侵害性、品質、性能、商品性、特定の目的に対する適合性について、明示的にも黙示的にも一切保証いたしません。
2. 本ソフトウェアの使用及び動作に起因する損害の責任は、全てお客様自身が負うものとします。当社は、本ソフトウェア又はその付属文書の使用によってお客様が被る可能性のある動作や結果について、一切保証いたしません。
3. 本条項の規定は、制定法、慣習法、慣習、取引の慣習、取引の過程やその他によって黙示的に定義されている全ての保証、条件、条項、約束、責任に代わるものであり、法が許す最大限の範囲内において、それら全ては本契約上において除外されるものとします。

第7条（お客様のサポートサービス）

1. 本ソフトウェアに関するお客様へのユーザーサポートサービス（以下「サポート」と言う）は、株式会社インターネットが提供します。サポートは、Webオンラインサポートセンター、Eメール、電話またはFAXを介してお客様に提供するものとします。
2. サポートについては、サポートサービスのご案内、又は株式会社インターネットのWebサポートお問い合わせ案内に記載されている規定に基づいてご利用が出来ます。
3. お客様が受けたサポートによって、提供された追加のソフトウェア及びそれに関連する物は、本ソフトウェアの構成部分とみなされ、本契約の条項が適用されます。
4. お客様が株式会社インターネットサポート担当者に対して、電話を要求する事はできません。
5. お客様は、株式会社インターネットが発行する「シリアル番号」（ユーザーズカードに記載）及びサポート内容をお持ちでないサポート窓口にお問い合わせる権利を有しません。また、シリアル番号を喪失した場合も同様です。
6. 株式会社インターネットによるサポートの終了は、第9条（契約終了）が適用されます。

第8条（責任の制限）

当社（本条では当社のサプライヤー、ディーラー、販売店、代理店を含みます）及び当社の従業員は、(a) お客様による本ソフトウェア又は合成音声の使用及び公開あるいは配布に起因して生じた如何なるクレーム、訴訟及び損害（通常損害、特別損害、直接的損害、派生的・間接的・付随的・偶発的損害、逸失利益、その他あらゆる種類の損害を含みます。当社がこのような損害が起こる可能性を知り得たかどうかに関わりません）を賠償する責任、(b) 第三者からの権利侵害、損害賠償その他の請求又は申立てに関する責任を一切負いません。万一、当社ら及び当社の従業員がお客様に対して何らかの損害賠償責任を負う場合であっても、当該損害賠償責任の範囲は、原因の如何を問わず、本ソフトウェアの購入代金相当額を上限とします。

第9条（契約終了）

お客様が本契約の条項に違反した場合は、本契約は自動的に終了し、当社らはお客様に対し損害賠償請求その他の法的措置を講じることが出来ます。当社らは、いかなる時点でも、お客様への告知により本契約を終了させることができ、またお客様は、いかなる時点でも、お客様が所持する本ソフトウェア及びその複製物の全てを破壊、抹消及びアンインストールすることにより、本契約を終了させることができます。本契約が終了した場合、お客様は、自己の保有する本ソフトウェア及びその複製物の全てを破壊しなければなりません。本契約が終了した場合でも、本契約中の第3条から第12条の効力は有効に存続するものとします。

第10条（準拠法）

本契約書は、日本法に準拠し、日本法によって解釈されるものとします。本契約書に強行法規と抵触する規定がある場合には、当該規定は当該部分に限って無効となり、当該規定は強行法規に合致する範囲内で当該規定に最も近い内容に修正されるものとします。

第11条（管轄）

本契約に関する一切の紛争は、大阪地方裁判所を第1審の専属的合意管轄裁判所とします。

第12条 (契約の変更)

当社は、本契約の内容を変更できるものとします。変更後の契約の効力は、当社がお客様に変更の事実と変更箇所を通知し又は当社らウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、それに対してお客様が同意又は使用したときから発生するものとします。

本契約及び限定保証に関してご質問がある場合は、株式会社インターネットまで書面にてご連絡ください。
〒532-0011 大阪府淀川区西中島7-1-5 株式会社インターネット

キャラクター使用ガイドライン

本キャラクター使用ガイドラインは、株式会社インターネットが発売元である文章読み上げソフト『VOICEROID2 音街ウナ』（以下、本製品）の画像及びキャラクターの使用に関するガイドライン（以下、本ガイドライン）です。

第1条 定義

本ガイドラインにおいて、以下の用語の意義は、以下に定めるとおり定義されるものとします。

「本キャラクター」とは、株式会社エム・ティー・ゲーと株式会社インターネット（以下、当社）が著作権を有する、文章読み上げソフト『VOICEROID2 音街ウナ』並びに当社のウェブサイト及びカタログ、ポスターなどの販売促進物で使用されている一切の画像及びキャラクターデザイン、キャラクター名称をいいます。

第2条 使用許諾

当社は、非商用に限り個人又は同人サークルが本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物を公開及び配布することを許諾します。また、著しくイメージを損なうような使用又は公序良俗に反するような使用、第三者の権利を侵害する使用に関しては、公開又は配布など一切の使用を禁止します。

第3条 別途使用許諾が必要な場合

以下の目的又は形態で使用する場合には、別途使用許諾が必要となります。別途使用許諾が必要な場合は、必ず事前に株式会社インターネットまでお問い合わせください。

(1) 商用での使用

本キャラクターを商用の用途で使用する場合。

「商用」とは、本キャラクターを使用した有固体又は映像、ソフトウェアなどにおいて第三者から対価を取得すること又は第三者から対価を取得することを目的とすることを意味しますが、対価取得目的の有無を問わず、販売促進など何らかの形で本キャラクターの使用者が利益を得る場合を含みます。

(2) 有固体、立体物、衣装での使用

いわゆるフィギュアなど有固体又は立体物使用。衣装での使用。

なお、非営利かつ無償でのご利用の場合は、事前のお問い合わせをいただくことなく本ガイドラインで許諾された範囲内でご利用いただけます。

(3) 法人又は各種団体等が本キャラクター及び本キャラクターの二次創作物を公開、配布する場合。

第4条 本ガイドラインの変更

株式会社インターネットは、当社ウェブサイト上で変更の事実と変更箇所を告知し、本ガイドラインの内容を変更できるものとします。

キャラクター使用に関するお問い合わせ： <https://www2.ssw.co.jp/qsales/qlicense.asp>

Copyright © MTK / INTERNET Co., Ltd. All rights reserved.